

【取扱い嚴重注意】

平成24年6月4日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局

局員 三田 浩平

平成24年5月30日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりである。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

原子力安全・保安院企画調整課国際室 坂内 俊洋 国際室長

2 聴取日時

平成24年5月30日午後2時01分から同日午後3時00分まで

3 聴取場所

千代田区霞が関1-3-1 経済産業省別館地下1階多目的室B

4 聴取者

岡田補佐、三田主査

5 ICレコーダーによる録音の有無等

 あり なし（理由：（「対象者の希望による。」など簡潔に記載））

第2 聴取内容

日米協議及び海外からの支援受入調整について

別紙のとおり

第3 特記事項

特になし。

【取扱い厳重注意】

別紙

1 国際室の執務室

事故発生直後から、私、坂内俊洋を始めとした保安院企画調整課国際室（以下「国際室」という。）の職員は、ERC 内に席を置かずに、国際室の執務室において、国外への情報提供を行っていた。政府の原子力防災マニュアルや経産省の原子力防災業務計画の中では、国際室の職員は ERC 広報班に属し、ERC 内に席を置くこととなっている。これらのマニュアル等の中に、国際室が ERC とは別室にて業務を行うという記載はない。しかしながら、どのような経緯からかは良く分からないのだが、震災以前の原子力総合防災訓練時から、国際室は ERC 内には席を置かずに、国際室の執務室において、国外への情報提供を行う訓練を実施していた。そのため、私自身は、震災直後はアメリカに居たので、日本に帰って保安院に到着したのは平成23年3月12日午後のことだが、その時には既に国際室の職員は執務室で震災対応業務をしていたし、私も何の疑念も抱かず ERC とは別室である国際室の執務室で業務を行った。

2 国際室とERCとの情報共有状況

ERC 内には数台しか PC がなく、メールで情報共有してもその情報を全員が確認できる状況ではなかったため、事故発生後しばらくの間の情報共有は紙をコピーして配ることにより情報共有していた。そのため、ERC と国際室とのやり取りはすべて紙媒体で行っていた。ERC と国際室は経産省別館の同じフロア（3F）にあり、歩いて 20 秒くらいのところの距離にある。

（被聴取者に対して、情報共有の観点から、国際室が ERC と別室になっていたことについてどのように思うかと質問したところ、）私は、国際室が ERC と別室になっていることで、情報共有に支障が出ていたと認識している。

3 牧野国際広報官の指名について

牧野国際広報官については、3月13日頃、確か経産省秘書課から、当時 NEDO にいた牧野氏が保安院に応援に来るので、国際広報関係に携わってもらうようにと指示がきた。そのため、私は、当時毎日実施されていた外交団ブリーフィングに牧野国際広報官に参加してもらうこととした。「国際広報官」という職名は、秘書課か企画調整課からそのような職名を冠された辞令を受けたようだが、私は詳しくは分からない。

マニュアル上でも、必要に応じ、国際広報に携わる管理職クラスを増員することができる旨の記載があるが、私は、秘書課がどのような規定等に基づき牧野氏を国際広報官に指名したかについてもよく分からない。

4 汚染水の海洋への流出

汚染水の海洋への流出について、平成23年4月2日の高濃度汚染水流出については、同流出の国内公表後の同日15時32分、IAEA 宛にメールでその内容を連絡している。その他の、平成23年5月11日、12月4日、平成24年3月26日、4月5日の流出については、何れも、保安院の流出に関する英語資料公表後、直ぐに同資料に基づい

【取扱い厳重注意】

た情報を IAEA に連絡している。

5 海外からの支援物資受入れについて

4月頭まで、海外からの支援物資調整担当職員が1人だったのは、外交団ブリーフィングの準備、国際会議の準備、海外からの照会対応で、国際室の他の職員に支援物資調整事務を手伝わせる余裕がなかった。もちろん、3月中旬頃から、毎日のように、人事当局には、支援物資調整に人が足りないの、早く増員して欲しい旨連絡していたのだが、4月初め頃に、やっと原補佐が来てくれて、その後も何名か増員された。

海外からの支援物資受入れについては、最初のうちは、国際室としては、東電に全て受入れてもらえることを期待していたのだが、3月中旬頃に、東電の小名浜の倉庫がいっぱいになってしまい、東電も物資の必要性を厳しく判断してから受入れる旨の回答をするようになったようだ。その後、東電が受入れない物資が多くなってきたので、受入れ者の調整に更に時間を要するようになったようだ。3月中旬以降に、国際室の支援物資調整担当である佐久間係長から私は、経産省通商政策局の方から支援物資の受入れの回答を急ぐよう随分とプレッシャーを受けている旨聞いていた。私は、通商政策局が国際室に回答を急ぐようプレッシャーをかける理由を知らないのだが、外務省経由で、諸外国から回答が遅いとの苦情が入ったのではないかと思う。

そのような状況であったので、4月上旬頃に佐久間係長が片山企画調整課長に相談したところ、成田空港の近くに倉庫を借りることとなったようだ。実際には、予算の問題などもあったので、JNESに同倉庫を借りるよう、片山課長名で指示文書(別添参照)を出し、4月8日から同倉庫の利用が可能になったようだ。

5/30 提出

JNES資料

伺い	供一覽	文書番号	11国際発-0004	
起案者	国際室 氏名 岩本 昭子 (印) 内線番号 911			
あて先	-			
施行者	-			
差出元				
起案日	平成23年4月 7日	接受日		
決裁日	平成23年4月 7日			
施行日	平成 年 月 日			
施行注意			保存期間	5年
件名	平成23年度 外国政府機関等からの提供物資の輸送及び保管について			
伺い 上記(件名)について、別紙のとおり実施してよろしいか伺います。				

受付年月日

国際室審議役	(印)	H23年4月 7日
国際室長	(印)	H23年4月 7日
契約グループ長	(高木)	H23年4月 7日
経理グループ長	(印)	H23年4月 7日
総務グループ長	(印)	H23年4月 7日
総務部長	(印)	H23年4月 7日
企画グループ長	(印)	H23年4月 7日
企画部次長	(印)	H23年4月 7日
企画部長	(印)	H23年4月 7日
担当理事	(印)	H23年4月 7日
理事長代理	(印)	H23年4月 7日
理事長	(印)	H23年 月 日

監事印

(印)	(印)
23.4.8	23.4.8

(山下)

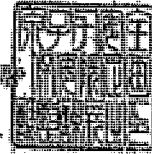
1. 件名
平成23年度 外国政府機関等からの提供物資の輸送及び保管について
2. 実施目的
福島第一原子力発電所の事故への対応として、経済産業省原子力安全・保安院の指示に基づき(次頁)、各国政府機関から提供される物資を、荷揚げ地点(空港、港湾等)から JNES が確保する保管場所まで輸送し、保管する。
3. 対象
福島第一原子力発電所の事故への対応として、外国政府が日本政府に提供し、国内に荷揚げされた物資を対象とする。ここで、外国政府とは、米、仏、露、カナダ等を指す。また、物資とは、安定ヨウ素剤、放射線防護服、放射線検査機器等を指す。
4. 輸送区間
荷揚げ地点(空港、港湾等)から JNES が確保した適当な保管場所まで
5. 保管期間
保管場所受け入れ時から、物資の利用時点、物資の利用可能期限または原子力安全・保安院からの保管終了の指示のいずれかの時点まで
6. 保管条件
物資の性質に従い、適切な条件で保管する。
7. 予算
現時点では不明(外国政府から提供される物資の量、保管期間に依存する)。
8. 科目: 共通業務費 9091N91

経済産業省

23原企課第28号
平成23年4月7日

独立行政法人原子力安全基盤機構
理事長 菅我部 捷洋 殿

経済産業省原子力安全・保安院企画調整課長 片山



東日本大震災に係る緊急の対応について

東日本大震災に係る東京電力株式会社福島第一原子力発電所の緊急事態については日本国の総力を挙げて復旧を図っているところでありますが、更なる対応策を実施するため、貴機構に対し下記の内容について実施を指示します。

記

1. 外国等からの無償支援物資に係る輸送・保管等に関する支援
2. 当院からの個別要請に対する支援（調達等を含む）